

# 四半期報告書

(第9期第3四半期)

株式会社

**セブン銀行**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	11
第4 【提出会社の状況】 .....	12
1 【株式等の状況】 .....	12
2 【株価の推移】 .....	21
3 【役員の状況】 .....	21
第5 【経理の状況】 .....	22
1 【四半期財務諸表】 .....	23
2 【その他】 .....	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	33

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月10日

【四半期会計期間】 第9期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安齋 隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第3四半期 累計期間	平成21年度 第3四半期 累計期間	平成20年度 第3四半期 会計期間	平成21年度 第3四半期 会計期間	平成20年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	68,383	68,169	23,158	22,528	89,815
経常利益	百万円	23,012	24,551	7,729	8,181	28,751
四半期純利益	百万円	13,637	14,496	4,577	4,891	—
当期純利益	百万円	—	—	—	—	16,988
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	—	—	30,500	30,503	30,500
発行済株式総数	株	—	—	1,220,000	1,220,027	1,220,000
純資産額	百万円	—	—	95,063	106,492	98,393
総資産額	百万円	—	—	629,643	574,180	493,360
1株当たり純資産額	円	—	—	77,881.15	87,214.28	80,610.55
1株当たり四半期純利益 金額	円	11,177.89	11,882.22	3,752.07	4,009.31	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	13,924.60
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	11,176.93	11,879.31	3,751.43	4,008.03	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	13,923.12
1株当たり配当額	円	2,100	2,450	—	—	4,900
自己資本比率	%	—	—	15.09	18.53	19.93
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	58,780	63,066	—	—	32,662
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△9,192	△7,674	—	—	△11,664
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,686	△6,405	—	—	△7,686
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	—	—	309,178	329,576	280,589
従業員数	人	—	—	308	322	308

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第3四半期累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。
6. 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期会計期間に係る損益計算書及び1株当たり四半期純損益金額等」の「① 損益計算書」にもとづいて掲出しております。
- なお、第3四半期会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「② 1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

当社の従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	322 [208]
---------	-----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。また、役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員は除く)。  
2. 従業員数の[外書]は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の当第3四半期会計期間における平均人員を概数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生していません。また、第8期有価証券報告書（平成21年6月18日提出）に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の締結は行われていません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

#### (1)業績の状況

##### ①経営成績に関する分析

##### （当期間の経営成績）

当第3四半期会計期間におけるわが国の景気は、製造業大企業を中心に業況感が緩やかに改善し、生産の増加などを背景に持ち直しています。こうした中、設備投資は下げ止まりつつあるものの、引き続き厳しい雇用・所得環境を映じて個人消費は低調に推移しています。また、銀行業界においては、金利低下、資金需要の停滞等収益環境の厳しい中、経営効率化を進めています。

以上のような状況下、当第3四半期会計期間の当社業績は、改正貸金業法の完全施行に先立つ提携先の与信圧縮や所得減少に伴うATM利用の伸び悩みの影響が垣間見られたものの、減価償却費の減少や経費抑制等により、経常収益22,528百万円、経常利益8,181百万円、四半期純利益4,891百万円となりました。

	前第3四半期会計期間 (百万円)	当第3四半期会計期間 (百万円)	増減率 (%)
経常収益	23,158	22,528	△2.7
経常利益	7,729	8,181	5.8
四半期純利益	4,577	4,891	6.8



・ A T Mサービス

当第3四半期会計期間も、セブン&アイHLDGS.グループ内外への新規A T M設置や利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのA T M増設を引き続き推進し、A T Mをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。この結果、A T M設置台数は14,339台になりました。この間のA T M1日1台当たりの平均利用件数は115.8件（前第3四半期会計期間比1.4%減）、総利用件数は151百万件（同4.9%増）になりました。

なお、平成21年12月末現在の提携金融機関数は、提携金融機関の合併等により前事業年度末比6社減少し560社（注）になりました。

（注）J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

・ 金融サービス

平成21年12月末現在、個人のお客さまの口座数は750千口座（前事業年度末比8.9%増）、預金残高は1,285億円（同13.1%増）となりました。そのうち、普通預金は877億円（同14.9%増）、定期預金は408億円（同9.6%増）となりました。

②財政状態に関する分析

（資産、負債及び純資産の状況）

総資産は、574,180百万円となりました。

このうちA T M運営のために必要な現金預け金が329,576百万円と過半を占めております。この他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として必要な有価証券残高が100,370百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が106,222百万円となっております。

負債合計は、467,688百万円となりました。

このうち主なものは預金であり、その残高（譲渡性預金を除く）は244,651百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が87,780百万円、定期預金残高は40,803百万円となっております。

純資産合計は、106,492百万円となりました。

このうち利益剰余金は44,149百万円となっております。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当第3四半期会計期間末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
総資産	493,360	574,180	80,819
負債	394,966	467,688	72,721
純資産	98,393	106,492	8,098

③国内業務部門収支

当第3四半期会計期間の資金運用収支は前第3四半期会計期間比58百万円増加し△437百万円、役員取引等収支は同643百万円減少し19,919百万円、その他業務収支は同10百万円減少し△19百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前第3四半期会計期間	△495
	当第3四半期会計期間	△437
うち資金運用収益	前第3四半期会計期間	232
	当第3四半期会計期間	106
うち資金調達費用	前第3四半期会計期間	728
	当第3四半期会計期間	544
役員取引等収支	前第3四半期会計期間	20,563
	当第3四半期会計期間	19,919
うち役員取引等収益	前第3四半期会計期間	22,911
	当第3四半期会計期間	22,395
うち役員取引等費用	前第3四半期会計期間	2,347
	当第3四半期会計期間	2,475
その他業務収支	前第3四半期会計期間	△9
	当第3四半期会計期間	△19
うちその他業務収益	前第3四半期会計期間	0
	当第3四半期会計期間	—
うちその他業務費用	前第3四半期会計期間	9
	当第3四半期会計期間	19

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

④国内業務部門役務取引の状況

当第3四半期会計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務21,629百万円及び為替業務127百万円等により合計で前第3四半期会計期間比515百万円減少し22,395百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同127百万円増加し2,475百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期会計期間	22,911
	当第3四半期会計期間	22,395
うち預金業務	前第3四半期会計期間	12
	当第3四半期会計期間	14
うち為替業務	前第3四半期会計期間	132
	当第3四半期会計期間	127
うちA T M関連業務	前第3四半期会計期間	22,105
	当第3四半期会計期間	21,629
役務取引等費用	前第3四半期会計期間	2,347
	当第3四半期会計期間	2,475
うち為替業務	前第3四半期会計期間	59
	当第3四半期会計期間	56
うちA T M関連業務	前第3四半期会計期間	2,284
	当第3四半期会計期間	2,414

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

⑤国内業務部門預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期会計期間	259,880
	当第3四半期会計期間	244,651
うち流動性預金	前第3四半期会計期間	209,958
	当第3四半期会計期間	183,291
うち定期性預金	前第3四半期会計期間	49,284
	当第3四半期会計期間	61,030
うちその他	前第3四半期会計期間	636
	当第3四半期会計期間	329
譲渡性預金	前第3四半期会計期間	82,400
	当第3四半期会計期間	44,300
総合計	前第3四半期会計期間	342,280
	当第3四半期会計期間	288,951

- (注) 1. 国際業務部門の預金残高はありません。  
 2. 流動性預金＝普通預金  
 3. 定期性預金＝定期預金

⑥国内業務部門貸出金残高の状況

該当事項はありません。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物は、329,576百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に預金の増加額41,455百万円、コールローンの減少額35,000百万円、譲渡性預金の増加額29,000百万円等の増加要因が、ATM未決済資金の増加額40,823百万円、借入金（劣後特約付借入金を除く）の減少額17,000百万円等の減少要因を上回ったことにより57,289百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出25,978百万円、ソフトウェア取得による支出2,636百万円が、有価証券の償還による収入26,000百万円を上回ったことにより3,690百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、剰余金の配当2,989百万円の支払により2,989百万円の支出となりました。

	前第3四半期会計期間 (百万円) (A)	当第3四半期会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
営業活動による キャッシュフロー	31,530	57,289	25,758
投資活動による キャッシュフロー	△3,033	△3,690	△656
財務活動による キャッシュフロー	△2,562	△2,989	△427
現金及び現金同等物の 四半期末残高	309,178	329,576	20,397

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,027	1,220,027	ジャスダック 証券取引所	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。 単元株制度は採用しておりま せん。
計	1,220,027	1,220,027	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

(イ)平成20年6月18日 第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	157
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。</li> <li>3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</li> </ol>



	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。  
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

## (ロ)平成20年6月18日 取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。</li> <li>3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</li> </ol>

	<p style="text-align: center;">第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)</p>
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。  
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

## (ハ)平成21年7月10日 取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	171
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。</li> <li>3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

## (二)平成21年7月10日 取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。</li> <li>3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。  
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月31日	—	1,220,027	—	30,503	—	30,503

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容を確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,027	1,220,027	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,027	—	—
総株主の議決権	—	1,220,027	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	272,700	265,500	254,800	257,500	251,500	238,400	223,600	222,500	195,300
最低(円)	230,100	225,000	226,900	233,700	234,900	216,800	195,100	168,400	170,300

(注) 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

1. 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第3四半期累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）は改正前の四半期財務諸表等規則に基づき作成し、当第3四半期会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は改正後の四半期財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益の状況及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

4. 当社は子会社等がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	329,576	280,589
コールローン	—	29,000
有価証券	※1 100,370	※1 88,887
前払年金費用	87	115
未収収益	8,161	7,331
A T M仮払金	106,222	54,342
その他資産	※1 1,208	※1 1,092
有形固定資産	※2 12,167	※2 15,998
無形固定資産	15,576	14,777
繰延税金資産	927	1,291
貸倒引当金	△116	△65
<b>資産の部合計</b>	<b>574,180</b>	<b>493,360</b>
<b>負債の部</b>		
預金	244,651	188,111
譲渡性預金	44,300	41,200
コールマネー	5,000	—
借入金	31,000	69,000
社債	90,000	60,000
A T M仮受金	32,351	22,677
その他負債	20,295	13,704
賞与引当金	89	273
<b>負債の部合計</b>	<b>467,688</b>	<b>394,966</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	30,503	30,500
資本剰余金	31,742	31,739
利益剰余金	44,149	36,057
株主資本合計	106,394	98,296
その他有価証券評価差額金	9	48
評価・換算差額等合計	9	48
新株予約権	88	48
<b>純資産の部合計</b>	<b>106,492</b>	<b>98,393</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>574,180</b>	<b>493,360</b>

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	68,383	68,169
資金運用収益	701	324
(うち有価証券利息配当金)	463	258
役務取引等収益	67,567	67,785
(うちATM受入手数料)	65,150	65,483
その他業務収益	10	—
その他経常収益	104	59
経常費用	45,371	43,617
資金調達費用	2,155	1,681
(うち預金利息)	401	265
役務取引等費用	6,924	7,329
(うちATM設置支払手数料)	6,428	6,792
(うちATM支払手数料)	265	351
その他業務費用	80	204
営業経費	36,142	34,349
その他経常費用	※1 68	※1 52
経常利益	23,012	24,551
特別利益	25	—
リース解約損失引当金戻入益	25	—
特別損失	23	95
固定資産処分損	23	95
税引前四半期純利益	23,014	24,456
法人税、住民税及び事業税	9,082	9,568
法人税等調整額	295	390
法人税等合計	9,377	9,959
四半期純利益	13,637	14,496

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	23,014	24,456
減価償却費	11,168	9,435
貸倒引当金の増減(△)	14	51
リース解約損失引当金の純増減(△)	△1,328	—
資金運用収益	△701	△324
資金調達費用	2,155	1,681
有価証券関係損益(△)	74	—
固定資産処分損益(△は益)	23	95
預金の純増減(△)	89,331	56,540
譲渡性預金の純増減(△)	33,810	3,100
借入金の純増減(△)	15,500	△38,000
コールローン等の純増(△)減	△48,000	29,000
コールマネー等の純増減(△)	△1,700	5,000
普通社債発行及び償還による増減(△)	△15,000	30,000
A T M未決済資金の純増(△)減	△39,095	△42,205
資金運用による収入	777	501
資金調達による支出	△2,226	△1,899
その他	△385	△1,585
小計	67,432	75,846
法人税等の支払額	△8,652	△12,780
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,780	63,066
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△211,121	△178,380
有価証券の償還による収入	214,400	177,640
有形固定資産の取得による支出	△9,021	△1,762
無形固定資産の取得による支出	△3,449	△5,172
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,192	△7,674
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
ストックオプションの行使による収入	—	0
配当金の支払額	△7,686	△6,405
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,686	△6,405
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	41,901	48,986
現金及び現金同等物の期首残高	267,277	280,589
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 309,178	※1 329,576

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券87,057百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は729百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,574百万円</p>	<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券86,593百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は716百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,049百万円</p>

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額14百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額51百万円を含んでおります。</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成20年12月31日現在</p> <p>現金預け金勘定 <u>309,178</u></p> <p>現金及び現金同等物 <u>309,178</u></p>	<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年12月31日現在</p> <p>現金預け金勘定 <u>329,576</u></p> <p>現金及び現金同等物 <u>329,576</u></p>

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位：株)

	当第3四半期 会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,220,027
合計	1,220,027

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数(株)	当第3四半期会計 期間末残高(百万円)
当社	—	—	88
合計	—	—	88

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	3,416	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月2日	利益剰余金
平成21年11月5日 取締役会	普通株式	2,989	2,450	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末

※ 四半期貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
債券	98,061	98,076	15
国債	88,027	88,040	12
地方債	10,033	10,036	2
合計	98,061	98,076	15

(注) 四半期貸借対照表計上額は、当第3四半期会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(金銭の信託関係)

当第3四半期会計期間末

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。



(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	87,214円28銭	80,610円55銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	11,177円89銭	11,882円22銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	11,176円93銭	11,879円31銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	13,637	14,496
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期 純利益	百万円	13,637	14,496
普通株式の期中平均株 式数	株	1,220,000	1,220,019
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	株	105	299
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額 の算定に含めなかった潜 在株式で、前事業年度末 から重要な変動があった ものの概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### (1) 第3四半期会計期間に係る損益計算書及び1株当たり四半期純損益金額等

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益計算書及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

#### ① 損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	23,158	22,528
資金運用収益	232	106
(うち有価証券利息配当金)	144	79
役員取引等収益	22,911	22,395
(うちATM受入手数料)	22,105	21,629
その他業務収益	0	—
その他経常収益	14	26
経常費用	15,428	14,346
資金調達費用	728	544
(うち預金利息)	127	88
役員取引等費用	2,347	2,475
(うちATM設置支払手数料)	2,199	2,298
(うちATM支払手数料)	85	116
その他業務費用	9	19
営業経費	12,319	11,307
その他経常費用	※1 23	—
経常利益	7,729	8,181
特別利益	25	60
貸倒引当金戻入益	—	60
リース解約損失引当金戻入益	25	—
特別損失	12	2
固定資産処分損	12	2
税引前四半期純利益	7,743	8,239
法人税、住民税及び事業税	2,843	2,989
法人税等調整額	322	358
法人税等合計	3,166	3,348
四半期純利益	4,577	4,891

前第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13百万円を含んでおります。	—

② 1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	3,752円07銭	4,009円31銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	3,751円43銭	4,008円03銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	4,577	4,891
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	4,577	4,891
普通株式の期中平均株式数	株	1,220,000	1,220,027
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	株	204	386
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(2) その他

中間配当

平成21年11月5日開催の取締役会において、平成21年9月30日を基準日とする剰余金の配当（第9期中間配当）につき、次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,989百万円

1株当たりの中間配当金 2,450円

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

株式会社セブン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小澤 陽一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮田 世紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社セブン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小澤 陽一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮田 世紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年2月10日
<b>【会社名】</b>	株式会社セブン銀行
<b>【英訳名】</b>	Seven Bank, Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 安齋 隆
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社ジャスダック証券取引所  (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安齋 隆は、当社の第9期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。

宝印刷株式会社印刷